

岐阜県公報

号外 (1) 令和4年4月7日

四 月 次

公 示

○岐阜県新庁舎の会議トーブル及び会議椅子の調達に関する一般競争入札公査
一般競争入札公査

(県庁舎開設準備課)

一
八

○岐阜県新庁舎の会議トーブル及び会議椅子の調達について 一般競争入札を行つて
岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第四
百十号) 第四条の規定によるものと公査する。

令和4年4月7日

岐阜県知事 中 田 譲

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達物品の名称及び数量

岐阜県新庁舎の会議トーブル及び会議椅子 一式

(2) 調達物品の仕様その他詳細

入札説明書による。

(3) 納入期限又は履行期限

令和4年12月23日(金)

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

この入札は、調達物品の数量に係る総価により行う。

2 入札参加者の資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者で
あること。

(2) 岐阜県入札参加資格者名簿(建設工事以外)に登載されている者であること。

(3) 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けないこと。
(4) 岐阜県から、岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けないこと。又は、同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
(5) 調達物品について、メーカー、販売代理店等から1の(2)の仕様と同等以上の性能・規格を有することの証明及び1の(3)の期限を遵守した供給ができることの証明を受けている者であること。
3 入札手続等に関する事項
(1) 担当部局 〒500-8570 岐阜市薮田南二丁目1番1号 岐阜県出納事務局出納管理課用度係 電話 058-272-1111（内線3223） FAX 058-278-2787 電子メール c11113@pref.gifu.lg.jp
(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所 ア 交付期間 令和4年4月7日（木）から令和4年4月27日（水）までの毎日（県の機関の休日を除く。）午前9時から午後5時まで
イ 交付場所 3の(1)と同じ。
電子メールによる交付を希望する場合は、3の(1)まで申し出ること。
(3) 競争入札参加資格の確認 ア 入札参加希望者は、下記期限までに別に定める競争入札参加資格確認申請書を3の(1)まで提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。 イ 提出期限 令和4年5月2日（月）午後5時（必着） 期限までに競争入札参加資格確認申請書を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。 ウ 競争入札参加資格の確認結果は、令和4年5月10日（火）までに通知する。
(4) 入札の日時及び場所

ア 日時 令和4年5月17日（火）午前10時30分（入札を郵便又は信書便で行う場合、令和4年5月16日（月）午後5時までに3の(1)に必着のこと。） イ 場所 岐阜市薮田南二丁目1番1号 岐阜県庁3階 3北1会議室
(5) 開札の日時及び場所 入札終了後直ちに3の(4)のイの場所において行う。
(6) 契約条項を示す場所 3の(1)と同じ。
(7) 入札方法等に関する事項
ア 入札方法 入札は、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとする。 また、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札書記載金額」という。）の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、郵便又は信書便による入札を含め、入札書の日付は、入札日を記載すること。
イ 入札保証金及び契約保証金 岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。）第114条各号のいずれかに該当するときは、免除する。 ウ 落札者の決定方法 規則第111条の規定により定めた予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内で、最低の入札書記載金額をもって入札した者を落札者とする。なお、落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。再度の入札は、原則として1回のみとする。ただし、入札者の中に郵便又は信書便による入札を行った者がある場合は、別に定める日に再度の入札を行う。
エ 入札の無効 本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第130条各号のいずれかに該当す

<p style="text-align: right;">(1)</p> <p>六 叩 証 明 書</p> <p>(3) ()</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be procured:</p> <p>(7) 詳細は、入札説明書による。</p>	<p>る入札は、無効とする。</p> <p>オ 入札又は開札の中止</p> <p>天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とする。</p> <p>カ 落札の無効</p> <p>落札者が、落札決定の通知を受けた日から原則として1週間以内に契約を締結しないときは、その落札は無効とする。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。</p> <p>(2) 契約書作成の要否 要</p> <p>(3) 郵便又は信書便による入札を認める。なお、郵便又は信書便により入札書を提出する場合は、入札案件名と入札参加者名を記載した中封筒に入札書を封かんし、表封筒に入れて提出すること。また、郵便によるときは、一般書留又は簡易書留によること。</p> <p>(4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、その全てを公表することがある。</p> <p>(5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがある。なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。</p> <p>(6) 落札者が、岐阜県から岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないことがある。</p> <p>また、落札者が岐阜県から岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を同期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとし、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則契約を解除する。</p> <p>(7) 詳細は、入札説明書による。</p>
--	---

令和四年四月七日発行

発 行 所 者

岐 阜 県
県庁

岐阜市薮田南二丁目一番一号

編 集

岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三
一 岐阜文芸社